

農業用の危険物貯蔵タンクの届出・基準等について

1 届出の範囲

灯油又は軽油で200ℓ以上1000ℓ未満、重油で400ℓ以上2000ℓ未満を貯蔵し又は取り扱う場合は、管轄の消防署等への届出が必要です。

また、変更又は廃止するときも同様です。

※ 上記の数量以上を貯蔵し又は取り扱う場合は許可が必要となります。

2 必要な書類

- ① 少量危険物貯蔵取扱届出書（高松市消防局ホームページからダウンロードできます。）
- ② 付近見取図
- ③ 配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板等を図示）
- ④ タンク図面・設備構造図
- ⑤ タンク検査済証の写し等

3 主な設置基準

① タンクの固定

アンカーボルト又は支柱の埋め込み等で基礎に固定し、地震や台風で転倒しないようにする。

② 流出防止措置（防油堤）

危険物が浸透しない構造であり、床面に適当な傾斜をつけ「ためます」を設ける。

流出止めは、コンクリート、鉄筋入りコンクリートブロック、鋼板その他危険物の流出を有効に止めることができる材料で、高さは30cm以上とする。

容量は、タンク容量の全量を収容できるものとする。

③ 配管

設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有し、油種に適応した配管とする。

④ 標識・掲示板

寸法は、30cm以上×60cm以上。

白地の黒文字で「少量危険物貯蔵取扱所」、「危険物の類・品名・最大数量」の標識・掲示板並びに赤地の白文字で「火気厳禁」の掲示板を設ける。

⑤ 消火設備

貯蔵タンクの近くで取り出しやすい場所に消火器を設置する。

【問合せ先】高松市南消防署香川分署予防係 087-879-4111